

総務庁長官 中西 積介 殿

統計審議会会長 中村 隆英

諮問第248号の答申

平成 8 年に実施される社会生活基本調査の計画について

社会生活基本調査（指定統計第114号を作成するための調査）は、国民の生活時間の配分及びスポーツ、学習・研究、趣味・娯楽、社会的活動その他の国民の自由時間における活動の内容を詳細に調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策等のための基礎資料を得ることを目的として、昭和51年以降5年周期で実施されてきている我が国の基本的な統計調査の一つであり、平成8年に実施される調査は5回目である。

平成8年に実施される社会生活基本調査の計画では、①子供（小学校高学年及び中学生）の生活行動等の実態を明らかにするとともに家族との接触時間を把握することにより、近年指摘されている子供を含めた世帯員相互間の生活リズムのずれ等の生活実態を分析するための基礎資料の提供を可能とするため、調査対象をこれまでの15歳以上の者から10歳以上の者に広げるとともに、②調査事項等について、更に詳細に高齢者の生活行動等の多様性を把握するための事項を追加する等の変更を加えて実施することとしている。

本審議会は、本調査の重要性にかんがみ、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」（以下「新中・長期構想」という。）を踏まえ、調査計画全般にわたって慎重に審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 平成8年に実施される社会生活基本調査の計画について

社会生活基本調査については、就業者を中心とした国民の自由時間における活動を把握することに加えて、女性の社会進出の進展、高齢社会の到来等近年の社会・経済情勢の変動の中で、子供を含めた国民の生活行動等、特に社会奉仕活動や家事労働等無償行為を含めた生活行動等についても把握することが各方面から求められている。

こうした要請にかんがみ、調査対象年齢の引下げ、高齢者と子供との居住関係を把握する設問の新設等の措置が講じられており、今回の調査計画は、おおむね妥当なものとして認められるが、更に調査事項等について、所要の措置を講ずる必要がある。

(1) 調査対象の年齢の引下げ

調査対象の年齢について、今回調査から、15歳以上から10歳以上に引き下げることとしている。調査対象年齢の引下げについては、①国内的には、受験競争の低年齢化、いじめの多発等が社会問題化している状況下で青少年対策等の諸施策を立案・推進す

るための基礎資料として、また、教育現場等における学校週5日制の進展に対応した子供に対する生活指導等のための基礎資料として、多様化している子供の生活行動を把握した全国規模で詳細な統計データが求められていること、②国際的には、ヨーロッパ統一生活時間調査において、対象年齢を12歳から10歳に引き下げることが検討されているなど、生活時間の調査対象は低年齢化しており、国際比較を行うためには対象年齢の引下げが必要であること、③世帯員の生活行動の実態をより正確に把握する上で、他の世帯員特に主婦の生活行動に与える影響が大きい子供の生活行動を把握することは不可欠であること、等から必要性は認められる。さらに、10歳以上に引き下げることについては、本調査の周期は5年であり、次回以降、コーホート分析等を行う上では5歳階級で実施することが有効であり、また、本調査の試験調査の結果における10歳以上15歳未満の者に係る記入漏れ率等からみて、調査結果は十分統計データとして利用できるものが得られると考えられることから妥当と認められる。

## (2) 調査事項の見直し

調査事項については、統計調査相互間の比較可能性を高め、また、他の世帯調査との有機的な連携を図るため、将来的なデータリンケージの可能性も考慮して、住宅統計調査（指定統計第14号を作成するための調査）等に合わせて、高齢者と子供との居住関係が生活行動に及ぼす影響を把握するための事項等を新設している。また、多様化している国民の生活行動をよりの確に把握するため、生活時間の配分を行動の種類別に把握する事項についての設問に行動随伴者を追加することとしたほか、単身世帯の世帯主の状況を把握する事項の新設、調査票に列挙するスポーツ及び趣味・娯楽の種目・種類の変更など、所要の変更・追加を行うこととしている。

これらは、「世帯構成員の行動の多様化の総合的な把握・分析に資するため、世帯構成員の基本的活動を把握することのできる主要な統計調査について、総合的な比較、分析に必要な対応の在り方を検討すること」という新中・長期構想の指摘に沿うとともに、社会・経済情勢の変化に対応したものであること等から、おおむね妥当と認められるが、世帯を対象とする大規模標本調査は、世帯構成員の各種属性が重要な情報であること等を考慮し、調査事項について、更に次の措置を講ずる必要がある。

- ① 「2 世帯主との続き柄」における選択肢「父母」について、平成7年国勢調査等他の世帯関係調査との総合的な比較・分析に資するため、「世帯主の父母」と「世帯主の配偶者の父母」とに分けて把握する一方、出現頻度の低い「他の親族」と「その他」とを統合して「その他」とすること。
- ② 「6 ふだん介護・看護をしていますか」について、介護・看護の対象者の属性を明らかにし、高齢者の介護・看護の実態を把握するため、「している」場合について、新たに、介護・看護されている者が65歳以上か否かの選択肢を設けること。
- ③ 追加した設問「13 ふだんの片道の通勤時間」の選択肢について、勤め先が徒歩あるいは自転車で通える近距離である場合が多い主婦のパートタイム勤務の実態を的確に把握するため、また、通勤時間と生活行動との相関関係をより詳細に把握するため、選択肢の「30分未満」及び「30分～1時間未満」について、それぞれ「15分未満」と「15分～30分」及び「30分～45分」と「45分～1時間未満」に分けて把握すること。

- ④ 「16 スポーツについて」及び「19 趣味・娯楽について」における過去1年間に行った種目・種類を自由に記入する欄について、次回以降の調査において、種目・種類の選択基準の見直しを行う際の基礎資料を得るため、実施頻度を把握すること。
- ⑤ 「21 生活時間について」における調査結果の信頼性を確保するための「この日は、次のいずれの日でしたか」について、地域のお祭り等に参加した場合等を想定し、その状況を確認できる選択肢として「行事又は冠婚葬祭」を追加すること。
- ⑥ 世帯の実態をより詳細に把握するため、非単身世帯に対して当該世帯における「単身赴任」、「出稼ぎ」、「入院している」等による不在者の有無及び不在者と世帯主との続き柄について把握すること。

### (3) 調査票データの入力効率化

今回調査から、集計作業期間の短縮を図るため、完全OMR方式を導入することとし、符号付け及びエントリー作業とも機械により行うこととしている。

これについては、今回、生活時間の配分を種類別に把握する事項についての設問に、行動随伴者についての情報を追加する計画としており、従来の方法では符号付け等の作業に6か月が必要となるところが、3か月で済む等結果の公表の早期化が図られることから妥当と認められる。

### (4) 記入要領等の整備

本調査は、調査内容が多様であり、調査事項も多岐にわたっていることから、記入者の誤記入を防止するとともに記入を容易にするため、「社会参加活動」、「社会奉仕活動」等記入者が判断に迷うような用語の定義を明確にするとともに、記入要領等に具体的な生活行動種目の種類及びその内容の例示をこれまで以上に多く掲載するなど内容を充実する必要がある。

### (5) 集計及び結果公表について

集計については、新規に追加した「あなたの子はどこに住んでいますか」等5設問について、それぞれ、地域区分、個人属性、世帯属性等に関する事項のうち関連が深いものとクロスさせて集計することとしているほか、週全体、平日、土曜日、日曜日別等の集計も行うこととしている。また、調査対象を15歳以上から10歳以上に引き下げたことから、それに対応して、表側に「小学生、5年生、6年生」を設けて集計することとしている。これらについては、高齢者等国民の多様な生活行動や子供の生活行動を分析する等のために必要なものであり、また、従前の調査事項の集計との整合性も図られていることなどから妥当と認められる。

また、結果の提供については、新中・長期構想を踏まえ、現在の印刷物や磁気テープによる提供に加えてCD-ROM等により提供することや情報通信技術の進展の成果を踏まえネットワーク媒体を一層活用すること等、統計データの提供方法の多様化についても検討する必要がある。

さらに、統計情報の多様な需要にこたえる観点から、新中・長期構想を踏まえ、標本データの提供について、個体の秘密保護の担保方策の確立等の状況をみながらその実施について検討を行う必要がある。

## 2 次回の社会生活基本調査実施上の検討課題

今後継続して本調査を実施するに当たっては、次の事項について、更に検討を行う必要があると考えられる。

- (1) 10歳から14歳までの子供特有の行動の種類について、より充実したデータを得る観点から、記入者負担にも配慮しつつ、次回の調査までに子供用調査票の作成の可否等について検討を行うこと。
- (2) 多様化している世帯の形態が、生活時間や生活行動に及ぼす影響を分析する観点から、いわゆる準同居（子と同一世帯ではないが、同一家屋又は同一敷地内に住んでおり、同居に近い生活形態）等を的確に把握する方法について検討を行うこと。
- (3) 多様化する国民の生活行動の実態をよりの確に把握する観点から、今回調査の結果をも踏まえ、「16 スポーツについて」、「19 趣味・娯楽について」における種目・種類の選択基準の確定、「18 社会的活動について」の「社会奉仕活動（ボランティア）」及び「21 生活時間について」等における行動の種類の区分の見直しについて、更に検討を行うこと。
- (4) 「21 生活時間について」において、多様化している生活行動の実態をよりの確に把握する観点から、同時に2種類の行動を行う「ながら行動」等を把握するための複数記入の可能性、主たる行動と従たる行動の把握方法、誤記入防止策等について検討を行うこと。
- (5) ヨーロッパ統一生活時間調査が行われるなど、世界各国においても、国民に対する生活時間調査の実施及びその結果の国際的比較が重要な課題となっていることから、生活行動の種類の設定に際して、その概念、定義等が、我が国の国民生活の実態を反映しつつ国際比較をも行えるようなものにするなど、国際化への対応方策について検討を行うこと。